



# 市 からの 連絡 帳

## 税・年金

### 償却資産申告書の送付

事業用資産を所有している方に、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している資産について申告をお願いしています。平成28年度の償却資産申告書を12月上旬までに送付しますので、事務処理の都合上、平成28年1月18日(月)までに申告してください。

事業用資産を所有している方で、申告書が届かない場合は、下記へご連絡ください。申告書を持参する場合は、資産税課(田無庁舎4階)へお越しください。※地方税法第383条による申告期限は、「1月31日まで」となっています。◆資産税課 田(☎042-460-9830)

### 年金受給者の「扶養親族等申告書」は期限までにご提出を

「扶養親族等申告書」が、11月上旬に日本年金機構から下記の対象者へ送付されています。申告書を提出しないと年金から徴収される税額が多くなる場合がありますので、12月1日(火)(必着)までに返送してください。

対①65歳未満の方：年金額108万円以上 ②65歳以上の方：年金額158万円以上

※障害年金・遺族年金は非課税のため対象外

※老齢年金(老齢福祉年金を除く)は、年金額が一定額以上の場合、所得税および復興特別所得税が引かれます。配偶者控除や扶養控除などの各種控除を受けるためには、申告書の提出が必要です。※年金以外に収入がある方は、確定申告が必要です。

問 武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411) ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165) ※050から始まる電話からは☎03-6700-1165)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

## 福祉

### 介護給付費通知を送送

介護保険制度への理解を深めていただくとともに、介護保険事業を健全に運営するため、介護保険のサービスを利用している方へ、介護給付費通知として介護サービスの利用実績をお知らせします。

□**発送時期** 11月下旬  
対 9月に介護または介護予防サービスを利用した方  
◆高齢者支援課保(☎042-438-4030)

## 文化・スポーツ

### 平成28年度スポーツ施設利用の事前申請

市内で活動するスポーツ団体などが主催する広く市民を対象としたスポーツ大会などで利用する施設の事前申請を受け付けます。12月9日(水)以降に各施設の空き状況を問へ確認のうえ、申請してください。

□**受付期間** 12月9日(水)～25日(金)  
※先着順ではありません。  
※期間終了後は、平成28年1月25日(月)以降、先着順で受け付けます。

□**提出書類** ①事前申請願 ②事業の要項 ③事業の収支見積書(参加料を徴収する場合のみ) ④団体の平成27年度事業報告書(申請時の予定で可) ⑤団体の平成27年度決算書(申請時の見込みで可。会計担当者の署名・押印(朱印)があるもの)

※社会教育団体および青少年健全育成団体の認定を受けている団体、過去3年以内に市内スポーツ施設での大会実績がある団体は①～③のみ

□**利用決定** 受付締切後、2週間～1カ月程度かかります。  
※詳細は、問へお問い合わせください。

問 スポーツセンター(☎042-425-0505)  
◆スポーツ振興課保(☎042-438-4081)

### 平成28年度「きらっと」文化活動団体対象の事前調整会議

平成28年度に南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」で、展示会などで連続利用を行う文化活動団体を対象に、事前調整会議を行います。

時 11月25日(水)午後6時30分  
場 きらっと  
問 スポーツセンター(☎042-425-0505)  
◆スポーツ振興課保(☎042-438-4081)

## 子育て

### 一時保育利用登録更新

平成28年度以降も一時保育の継続を希望する方は、更新手続きが必要です。

□**受付期間** 平成28年1月4日(月)～22日(金)

□**手続きが必要な方** 11月30日までに登録した方(12月1日以降に登録する方は手続き不要)

□**提出書類** ①一時保育利用登録申請書 ②児童連絡票 ③食事アンケート ④食物アレルギーについての意見書(食物アレルギーのある児童のみ)

□**配布・提出場所** 一時保育実施園または保育課(田無庁舎1階)

※申請書は市HPからもダウンロード可  
※既に登録している方へ、事前にお知らせは送付しません。更新書類の提出がない場合は、4月1日以降の利用ができませんので、ご注意ください。

※更新登録証は現在使用中のものと同じ番号になります。更新した方はそのままお使いください。登録証を紛失した方は下記へご連絡ください。

◆保育課 田(☎042-460-9842)

## 事業者募集

### 中町分庁舎自動販売機設置業者

飲料(缶・ペットボトル等)の自動販売機1機の設置業者を募集します。

申 11月19日(水)～12月10日(水)  
※詳細は、市HPをご覧ください。  
◆健康課 保(☎042-438-4021)

## 市議会定例会

第4回市議会定例会は11月30日(月)から開催されます。

本会議・委員会は、傍聴できます。日程などは決まり次第、市議会HPに掲載しますのでご覧ください。

なお、請願・陳情の提出期限などは、お問い合わせください。  
◆議会事務局 田(☎042-460-9861)

## 傍聴 教育委員会

時 11月17日(水)午後2時  
場 保谷庁舎4階  
内・定 行政報告ほか・10人  
◆教育企画課保(☎042-438-4070)

## 傍聴 審議会など

### ■地域密着型サービス等運営委員会

時 11月17日(水)午後7時～9時  
場 保谷庁舎4階  
内・定 公募の結果ほか・5人  
◆高齢者支援課保(☎042-438-4030)

### ■都市計画審議会

時 11月20日(金)午前9時  
場 田無庁舎3階  
内・定 西東京都市計画生産緑地地区の変更・10人  
◆都市計画課保(☎042-438-4050)

### ■ひばりが丘中学校建替協議会

時 11月24日(水)午後2時  
場 エコプラザ西東京  
内・定 基本設計案ほか・10人  
◆教育企画課保(☎042-438-4070)

### ■学校給食運営審議会

時 11月27日(金)午後2時30分  
場 防災センター  
内・定 会長・副会長の選任ほか・5人  
◆学校運営課保(☎042-438-4073)

# ひとり親家庭等医療費助成制度

この制度は、18歳になる年度末(3月31日)までの児童および20歳未満の障害のある児童がいるひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、保険診療で掛かった医療費の自己負担分を助成する制度です。課税状況により、一部負担金があります。

受給者として認定された方には、㊟医療証を交付します。

### ◆新規申請

対 次のいずれかに該当する児童を扶養(監護かつ生計維持)する父・母・養育者

- 父母が離婚した児童
- 婚姻によらず出生し父の扶養を受けない児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母が、死亡・重度障害・1年以上の拘禁・生死不明である児童
- 父または母が、DVIによる裁判所からの保護命令を受けている児童

□**提出書類** ①申請書 ②健康保険証の写し ③戸籍謄本 ④市内へ転入した方は、「課税・非課税証明書」(所得額・扶養人数・各種控除額・課税状況などが記載されているもの。必要年度はお問い合わせください) ⑤「身体障害者手帳」または「愛の手帳」(お持ちの方のみ) ⑥印鑑

※児童扶養手当または育成手当の現況時に③～⑤の書類を提出済みの方は、今回の提出を省略できます。

- 提出先** 子育て支援課(田無庁舎1階)
- 助成対象外** 次のいずれかに該当する方
  - 医療保険に未加入
  - 申請者または扶養義務者の所得(養育費含)が限度額以上(下表参照)
  - 生活保護を受給
  - 医療費の自己負担分のない施設に入所している

### □所得制限限度額

所得制限限度額	扶養人数	本人	扶養義務者・配偶者・孤児の養育者
	0人	192万円	236万円
	1人	230万円	274万円
	2人	268万円	312万円
	3人	306万円	350万円
	4人	344万円	388万円

### 所得制限限度額への加算

所得制限限度額への加算	本人	扶養義務者・配偶者・孤児の養育者
以降1人増すごと	38万円	38万円
老人扶養親族1人につき	10万円	6万円*
特定扶養親族または19歳未満の控除対象扶養親族1人につき	15万円	0

※老人扶養のみの場合は2人目から

### 更新の方は現況届の提出を

現在、ひとり親家庭等医療費助成制度を利用している方へ、10月下旬に「現況届」を送付しました。平成28年1月1日からの㊟医療証の交付を受けるには、「現況届」による更新手続きが必要です。受給資格があっても「現況届」の提出がないと発行されませんので、必ず提出してください。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

### 所得額からの控除

所得額からの控除	種別	本人	受給者(養育者) 配偶者・扶養義務者
社会保険料相当額(一律)		8万円	8万円
障害・勤労学生控除		27万円	27万円
特別障害者控除		40万円	40万円
寡婦(寡夫)控除		0	27万円
寡婦特別加算控除		0	8万円
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除		相当額	相当額

※所得とは、給与所得者は給与と所得控除後の金額、確定申告の方は収入額から必要経費を差し引いた額をいいます。※離婚などで養育費を受け取っている方は、受け取った養育費の8割を所得に加算します。